

ScribeAssist 使用許諾条件書

本使用許諾条件書は株式会社アドバンスト・メディア（以下「当社」といいます）が ScribeAssist（以下「本ソフトウェア」といいます）を使用する権利を適法に許諾されたユーザ（以下「お客様」といいます）に対して使用許諾する条件を定めるものです。

第1条（使用許諾）

1. 本ソフトウェア、ライセンス数、使用許諾期間、使用許諾料、支払条件等については、当社が承諾した本ソフトウェアの注文書（以下「本契約」といいます）に記載のとおりとします。本条件書は本契約の一部を構成するものとします。
2. 本ソフトウェアの一部に外部連携サービスを利用することができる機能が含まれています。お客様が AI 要約のために外部連携サービスを利用する場合、当社が管理・運用する中継サーバ（以下「中継サーバ」といいます）を経由して外部連携サービスを利用することになります。
3. 当社はお客様に対して、お客様が本契約に従って使用許諾期間、購入されたライセンス数の範囲内において本ソフトウェアを使用する非独占的、譲渡不能、かつ再許諾不可の権利を許諾します。
4. ライセンスの種類は以下の3通りとなります。
 - ① ノードロックによるライセンスの場合、1台のPCに本ソフトウェアが1ライセンス必要となります。
 - ② USBキーによるライセンスの場合、ライセンス数はUSBキーと同数となります。この場合、本ソフトウェアのインストール数に制限はありません。
 - ③ フローティングライセンスの場合、同時使用可能ライセンス数は購入ライセンスと同数となります。フローティングライセンスにおいて本ソフトウェアのインストール数に制限はありません。
 - ※ フローティングライセンスの管理用に第三者のソフトウェア又はクラウドサービスを使用しています。
 - ※ フローティングライセンスの管理は、クラウド上で行う場合とお客様の事業所内設置のサーバにインストールして行う場合があります。いずれの場合もフローティングライセンスを管理するシステムと本ソフトウェアが接続されていない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。
 - ※ フローティングライセンスの管理をクラウドで行う場合、当社又は当社代理店は、お客様による本ソフトウェアの適切な利用をサポートする目的のために、お客様の本ソフトウェアの利用状況を確認することができるものとします。但し、当社又は当社代理店は、お客様の事前承諾を得ることなくお客様が発話した内容及びテキスト化した内容を閲覧することはありません。

第2条（使用許諾期間）

1. 本ソフトウェアの使用許諾期間は、本契約に定めるとおりとします。
2. 本ソフトウェアの使用許諾期間は、許諾期間満了日の前月末日までに許諾期間を更新しない旨の通知を当社が受領しない限り、更新前の許諾期間と同一期間、許諾期間は自動的に更新されるものとします。ただし、本契約において別段の合意がある場合、又は契約期間更新に関する書面（メールを含む）による別段の合意がある場合は別段の合意が適用されるものとします。
3. お客様が本契約を解約する場合、許諾期間満了日の7営業日前までに当社指定のWeb解約フォームへ必要事項を記入し、送信することが必要となります。ただし、お客様の都合により使用許諾期間の途中において本契約を解約した場合、残期間相当分の使用許諾料が違約金として発生します。

第3条（無償試用許諾）

1. お客様が希望する場合、本ソフトウェアを14日間無償で試用することができます。
2. 無償試用の本ソフトウェアについては別途当社が定める方法で提供します。
3. 無償試用のお客様には、第13条に定める減額規定は適用されません。
4. 無償試用許諾期間満了後、本ソフトウェアを削除していただきます。

第4条（サポート）

お客様は、本ソフトウェアの障害又は使用方法等について問い合わせをすることができます。問い合わせは、原則としてお客様が別途指定した連絡責任者を通じて以下に定める方法で行うものとします。お客様社内の情報の共有はお客様の責任で行うものとします。なお、連絡責任者に変更が生じた場合、お客様は当社に対して事前に又は事後速やかに変更後の連絡責任者を通知するものとします。

- ・ 問合せ方法 : 本ソフトウェアサイトのお問い合わせフォームからお問い合わせください。
- ・ 問合せ時間 : 24時間365日
- ・ 問合せ対応時間 : 月曜日から金曜日の10時から17時。ただし、祝日、国民の休日、年末年始休暇等当社指定休日を除きます。

第5条（更新版の提供）

使用許諾期間中に当社が本ソフトウェアの更新版（バグフィックス版又はマイナーバージョンアップ版）をリリースした場合、お客様は、更新版を指定URLから無償でダウンロードすることができます。

第 6 条 (特別保守・サポートサービス)

1. 次の各号のいずれかの事由により生じた本ソフトウェアの障害対応費用については、使用許諾料に含まれていないものとします。お客様が以下に定める原因により生じた本ソフトウェアの障害の復旧を希望する場合であり、当社がその障害状況を確認して対応可能だと判断した場合、お客様は、当社に特別保守・サポートサービスの提供を委託することができるものとします。
 - ① 取り扱い上の不注意等、お客様の管理又は使用上の責に起因する場合
 - ② お客様、その他当社が特に指定した者以外の者による修理、又は改造に起因する場合
 - ③ 天災地変、火災、電力障害、通信障害、その他の不可抗力事由に起因する場合
 - ④ 当社の取扱説明書に記載された操作方法以外の方法又は指定された使用環境以外の環境で本ソフトウェアを使用したことに起因する場合
2. 当社が特別保守・サポートサービスを提供する際に有償で対応をする必要があると判断した場合、別途当社がお客様に提示する特別保守・サポートサービス料金を請求することができるものとします。

第 7 条 (本ソフトウェアに関する禁止事項)

お客様は、本ソフトウェアに関して以下の行為を行うことを厳に禁止されています。

- ① 本ソフトウェアの構成部分を分離して使用すること。
- ② 本ソフトウェアの変更、追加、削除等の改変行為を行うこと。
- ③ 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アSEMBル等の分析、解析行為を行うこと。
- ④ 本ソフトウェアの複製、複製を行うこと。
- ⑤ 本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上にアップロードすること。
- ⑥ 音声認識エンジンを ScribeAssist 以外で利用すること。

第 8 条 (本ソフトウェアの使用制限等)

お客様は、次の行為を行うことはできないものとします。

- ① 本契約に違反して本ソフトウェアを使用すること。
- ② 本ソフトウェアの再使用許諾、貸与、譲渡を行うこと。
- ③ 本ソフトウェアの全部又は一部を第三者（子会社、関連会社を含む）に対して再販売、再配布、又は送信を行うこと。
- ④ 本ソフトウェアのレンタル又はリースを行うこと。
- ⑤ 本ソフトウェアに貼付された著作権表示を除去すること。
- ⑥ 本ソフトウェアに質権、譲渡担保権、その他本ソフトウェアの権利の行使を制限する権利を設定すること

第 9 条 (音声認識)

お客様は、本ソフトウェアで使用している音声認識技術は本質的に統計的な処理を行うものであり、音声認識を行った結果の誤認識はその処理において内在するものであることを了解しているものとします。音声認識の誤認識によりお客様に生じる不便、不都合、その他一切の影響に関して当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 10 条 (ProVoXT 議事録エディタの利用)

お客様は、別途 VoXT One アカウントを取得することにより ProVoXT 議事録エディタを利用することができます。ただし、ProVoXT 議事録エディタを利用する場合、ProVoXT サービス利用規約のうち以下の規定が準用されます。

第 2 条 (定義) (10) 項「外部連携サービス」、第 6 条 (契約者データの取扱い)、第 7 条 (利用状況の確認)、第 8 条 (本サービスの提供中止)、第 9 条 (本サービスの廃止)、第 14 条 (禁止行為)、第 15 条 (情報の保管期間)、第 16 条 (秘密情報の取扱い)、第 17 条 (個人情報の取扱い)、第 20 条 (通知)、第 21 条 (変更)、第 22 条 (権利義務の譲渡禁止)

第 11 条 (外部連携サービスの利用)

1. 外部連携サービスとは、本ソフトウェアで実現できる機能の一部について第三者が提供しているサービスを利用することをいいます。
2. お客様が外部連携サービスを利用する場合、外部連携サービス提供業者が定める利用規約が適用されます。
3. AI 要約のために外部連携サービスを利用する場合の責任分界点は、お客様が外部連携サービスを利用するためにお客様データを一旦中継する当社中継サーバまでを当社の責任とし、当社中継サーバと外部連携サービス提供業者が運用するサーバ間 (通信回線を含む) において発生した障害に関して当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 外部連携サービス提供業者がサービスの提供を中止した場合、当社も外部連携サービスの提供を中止します。
5. 外部連携サービスの仕様変更、提供中止に関して当社は一切関知することなく、また責任を負うものではありません。

りません。

6. 外部連携サービスの正確性、有用性、完全性、適切性に関して当社はいかなる保証も行いません。外部連携サービスは、お客様の責任において利用するものとします。
7. 前項に定める当社中継サーバに送信されるお客様データ及び生成データを、当社が、当社製品及びサービスの研究開発、並びに品質向上のために利用することはありません。

第12条 (外部連携サービスに関する禁止事項)

お客様が外部連携サービスを利用する場合、以下に定める行為を行うことは禁止されます。

- ① 外部連携サービスに関する情報を改竄する行為
- ② 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
- ③ 第三者又は当社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- ④ 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報を収集する行為
- ⑤ 外部連携サービスの利用又は提供を妨げる行為
- ⑥ 第三者又は当社の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- ⑦ 法令又は公序良俗に反する行為
- ⑧ 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
- ⑨ その他当社が不適切と考える行為

第13条 (使用許諾料の減額)

1. 使用許諾期間中に当社の責に帰すべき事由により本ソフトウェア又は中継サーバに障害が発生し、お客様が本ソフトウェアの重要な機能又は外部連携サービスを使用できない場合であり、かつ使用できない時間が1ヶ月において24時間を超えた場合、24時間単位で使用できない本ソフトウェアに関する月額使用許諾料の1/30相当額を月額使用許諾料から控除します。月額使用許諾料の控除は、当社又は当社代理店がお客様に対して請求する次の使用許諾料と相殺することにより精算するものとします。
2. 本ソフトウェア又は中継サーバの障害による当社の責任は前項に定めるものに限られるものとし、本ソフトウェア又は中継サーバの障害によりお客様に生じるその他の不便、不都合、損失、損害に関して当社は免責されるものとします。
3. 当社は、本ソフトウェア又は中継サーバの全ての障害に対応できることを保証するものではありません。発生した障害に当社が対応できず、かつお客様による本ソフトウェア又は外部連携サービスの使用に支障が生じる場合、お客様は、本契約を解約することができるものとします。この場合、当社が前受使用許諾料を受領していた場合、未経過期間相当分の使用許諾料を解約月の翌月末日までに返金いたします。

第14条 (守秘義務)

1. 当社及びお客様は、本契約において知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならず、また、本契約以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、公知、既知の情報を除きます。
2. 前項の定めにかかわらず、当社又はお客様が法令等により開示義務を負う場合、又は裁判所、税務当局、監督官庁、捜査当局等の公的機関若しくは金融商品取引所等の自主規制機関から正当な権限に基づき開示を要求された場合は、これらの機関へ秘密情報を開示することができるものとします。
3. 本条に定める守秘義務は、本ソフトウェアの使用許諾期間終了後も有効に存続するものとします。

第15条 (責任の否認)

当社は、お客様が本契約に基づき許諾された本ソフトウェアの使用権を行使することにより生じたお客様又は第三者の損害に関していかなる責任も負わないものとします。

第16条 (お客様の責任)

お客様が本契約に違反した場合、又は使用許諾期間中に本ソフトウェアを紛失又は毀損(所有権の制限を含む)した場合、当社は、お客様に対し、お客様の違反行為又は紛失等に関連して当社が被った損害の賠償請求を行うことができるものとします。

第17条 (反社会的勢力の排除)

お客様又は当社は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、何ら催告することなく、かつ何ら責任を負うことなく、本契約の一部又は全部を解除することができるものとします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます)である場合、又は暴力団等であった場合
- ② 代表者、役員、責任者、社員若しくは実質的に経営を支配する者が、暴力団等である場合、又は暴力団等であった場合
- ③ 代表者、役員、責任者、社員若しくは実質的に経営を支配する者が、暴力団等への資金提供を行なった場合、又は暴力団等と密接な関係がある場合
- ④ 暴力団等と取引を行っている場合、又は取引を行っていた場合

第18条 (契約解除)

- お客様又は当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合、書面で通知することにより本契約を解除できるものとし、かつ相手方は債務全額の期限の利益を失うものとし、直ちに確定債務を弁済するものとします。
 - 第三者に振り出した手形、又は小切手が不渡りになったとき、又は支払いを停止したとき
 - 第三者から差押、仮差押、仮処分、競売等の申立を受けたとき
 - 破産、民事再生、会社更生などの申立をし、又は申立を受けたとき
 - 減資、解散、合併、分割又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、本契約の目的を達成することができないと合理的に判断されるとき
 - 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - 本契約に違反し、催告期間内に当該違反を是正しないとき
 - 財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - 当社の信用を毀損する行為を行い、当社が本契約を継続し難いと判断するとき
- 前項の定めによりお客様が本契約を解除した場合、第2条第3項に定める違約金規定は適用されず、当社がお客様から使用許諾料を前受していた場合、当社は解約日の属する月の翌月以降の使用許諾料相当額を解約日の翌月末日までに返金するものとします。
- 第1項の定めにより当社が本契約を解除した場合、当社は、契約解除に伴って被った損害の賠償をお客様に請求することができるものとします。
- 当社が本契約を解除した場合であり、使用許諾料を前受していた場合、当社は未経過期間分の使用許諾料を返金する義務を負わず、また、使用許諾料を前受していなかった場合、当社は、残期間分相当の使用許諾料を違約金としてお客様に請求できるものとします。この場合、お客様は、当社請求日から14日以内に違約金を当社指定銀行口座に振り込み支払うものとします。

第19条 (USB キーの紛失時手続き／返却)

- お客様が第1条第4項②のUSBキーライセンスを選択し、契約中にUSBキーを紛失した場合の手続きは以下に定めるとおりとします。
 - 紛失が判明した場合、遅滞なくその旨当社にご連絡ください。USBキーの再発行を希望する場合、その旨を併せてお伝えください。
 - USBキーの再発行には再発行時に適用される当社所定の再発行手数料をお支払いいただきます。再発行手数料の支払期日は再発行月の翌月末日とします。
 - USBキー再発行後、紛失したUSBキーが発見された場合、発見されたUSBキーは速やかに当社へ返却していただきます。なお、USBキーを返却していただいた場合であっても、USBキーの再発行手数料は返金されません。
- USBキーライセンスの場合、本契約終了後、お客様は速やかに当社へUSBキーを返却するものとします。

第20条 (管轄裁判所)

本契約に関連してお客様と当社間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする裁判により解決するものとします。

第21条 (協議)

本契約に定めのない事象が生じた場合、又は本契約の解釈につき当事者間に異議又は疑義が発生した場合、両者誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第22条 (移行期間)

- ScribeAssist ver.2.4のAI要約(β)を継続して利用されるお客様は、2025年3月31日まで継続して利用することができます。ScribeAssist ver.2.4のAI要約(β)を利用する場合は、従来通り有効化コードが必要になります。ScribeAssist ver.2.4を継続して使用するお客様は、ProVoXTの議事録エディタを利用することはできません。
- 本条件書最終改定日をもって「AI要約(β)に関する特約条項」は廃止します。

制定日：2020年10月1日

最終改定：2024年9月9日